

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督および審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

- (1) J 1 リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 300,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - ② 2位：賞金 120,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 60,000,000円
- (2) J 2 リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
 - ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 5,000,000円
- (3) J 3 リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
 - ② 2位：賞金 2,500,000円
- (4) U-21 Jリーグにおける最終順位およびグループ順位により、それぞれ次のとおり賞金を授与する。
 - ① 優勝（最終順位）：賞金 1,000,000円
 - ② 2位（最終順位）：賞金 500,000円
 - ③ 1位（グループ順位）：賞金 1,000,000円

第3条〔フェアプレー賞〕

- (1) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞としてそれぞれ金5,000,000円の賞金および記念品を授与する。ただし、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とし、反則ポイントが同数となるチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、金5,000,000円を均等配分する。
- (3) J 2 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。また、反則ポイント数最少チームについては、金2,500,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。

- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。また、反則ポイント数最少チームについては、金1,000,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。
- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2026/27 明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000円、記念品
- ② 優秀選手賞：記念品
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑥ 最優秀セーブ賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑦ ベストヤングプレイヤー賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑧ フェアプレー個人賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑨ 優勝監督賞：賞金 1,000,000円、記念品
- ⑩ 優秀監督賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑪ 最優秀主審賞：1,000,000円、記念品
- ⑫ 最優秀副審賞：1,000,000円、記念品

- (2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① J2リーグ最優秀選手賞：賞金 500,000円、記念品
- ② J2リーグ優秀選手賞：記念品
- ③ J2リーグベストイレブン：記念品
- ④ J2リーグ得点王：記念品
- ⑤ J2リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑥ J2リーグ最優秀セーブ賞：記念品
- ⑦ J2リーグ優勝監督賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑧ J2リーグ優秀監督賞：賞金 250,000円、記念品
- ⑨ J2リーグフェアプレー個人賞：記念品

- (3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。

- ① J3リーグ最優秀選手賞：賞金 200,000円、記念品
- ② J3リーグ優秀選手賞：記念品
- ③ J3リーグベストイレブン：記念品
- ④ J3リーグ得点王：記念品
- ⑤ J3リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑥ J3リーグ最優秀セーブ賞：記念品

- ⑦ J 3 リーグ優勝監督賞：賞金 200,000円、記念品
- ⑧ J 3 リーグ優秀監督賞：賞金 100,000円、記念品
- ⑨ J 3 リーグフェアプレー個人賞：記念品
- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。
 - ① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する
 - ② 各リーグ戦における優秀監督賞：優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする
- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 150,000,000円、Jリーグカップ、メダル
 - ② 2位：賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- (2) リーグカップ戦における最優秀選手およびニューヒーロー賞の受賞選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労金〕

- (1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつJリーグが承認した者に対し、功労金を支払う。
- (2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合（現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む）とする。
- (3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。
 - ① 2021年シーズンから2026特別シーズンまでの間にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること
 - ② 2026/27シーズン開始から、2026/27明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項第10条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかった場合を除く）
 - ③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと
- (4) Jリーグは、本条第1項に基づき、受領資格保有者に対して、通算出場試合相当数に応じて定める以下の区分に従い、功労金を支払う。なお、功労金は、各受領資格保有者あたり1回のみ支払われるものとする。ただし、一度Jリーグ登録を喪失した者がその後のシーズンにおいて再度Jリーグ登録された場合、通算出場試合相当数の算定は継続するものとし、通算出場試合相当数が新たな区分に該当することとなった受領資格保有者に対しては、それまでの区分と新たに該当する区分の差額相当額を支払うものとする。
 - ① 300試合相当数未満：支払対象外

- ② 300試合相当数以上 400試合相当数未満：金1,000,000円
 - ③ 400試合相当数以上 500試合相当数未満：金2,000,000円
 - ④ 500試合相当数以上：金3,000,000円
- (5) 前項の通算出場試合相当数は、功労金支払対象者がＪ２クラブまたはＪ３クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。
- ① Ｊ２クラブでの出場試合：0.9
 - ② Ｊ３クラブでの出場試合：0.8

第7条〔功労者表彰〕

- (1) Ｊリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Ｊリーグが決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Ｊクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、第4条第4項に定める選考委員会が決定する。

第9条〔ホームグロウン表彰〕

- (1) ＪクラブにおけるＪリーグ規約第40条の2で規定されるホームグロウン選手（以下、HG選手）のリーグ戦での合計出場時間に基づく、Ｊ１、Ｊ２、Ｊ３の各カテゴリー内での順位に応じて、上位5位までを表彰し、「アカデミー活動助成金の増額分」として、第4項に記載の金額を上限に、翌シーズンに助成する。詳細は「Ｊリーグアカデミー活動助成金制度実施要綱」に定めるものとする。
- (2) 前項の出場時間の算出対象となる大会は、Ｊ１リーグ戦、Ｊ２リーグ戦、Ｊ３リーグ戦のみとする。Ｊ１昇格プレーオフ、Ｊ２昇格プレーオフ、Ｊ３・ＪＦＬ入れ替え戦やその他の公式戦は対象とならない。
- (3) シーズン終了時にリーグ戦における各クラブのHG選手の合計出場時間を算出する。
- (4) 「アカデミー活動助成金の増額分」は、下表の通りとなる。

（単位：万円）

順位	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３
１位	600	500	400
２位	500	400	300
３位	400	300	200
４位	300	200	100
５位	200	100	50

- (5) 合計出場時間が同一のクラブが複数となった場合は、同順位とする。複数クラブが同順位となった場合は、同順位に2クラブあった場合は、その順位および次順位の金額を合算し当該クラブで均等に按分する。同順位に3クラブ以上あった場合は、2クラブの時と同様に考える。なお、按分の結果1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。6位以下のクラブの金額は0円とする。

例：Ｊ２で「2位」が2クラブとなった場合、2クラブいずれも「2位」とみなす。

Ｊ２の2～3位の金額合計(700万円)を2等分し、各350万円とする。

例：Ｊ２で「4位」が3クラブとなった場合、3クラブいずれも「4位」とみなす。

Ｊ２の4～6位の金額合計(300万円)を3等分し、各100万円とする。

第10条〔サステナビリティ活動の表彰〕

- (1) Jクラブの行うサステナビリティ活動における実績を讃え、記念品等を授与する。なお、表彰の実施時期は、Jリーグが決定する。
- (2) 前項の表彰を受けるJクラブ等は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。ただし、必要に応じて、Jクラブ実行委員による投票またはファン・サポーターによる投票により決定することができる。

第11条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、原則としてリーグ戦終了後に行う。ただし、必要に応じて、当該表彰はJリーグアウォーズ以外の方法により行うことができる。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。
 - ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、Jリーグの指定する関係者を招待する。
- (5) 前2項の規定は、Jリーグアウォーズをオンライン開催とする場合には適用しない。

第12条〔月額表彰〕

- (1) 各月のJ1リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① J1リーグ月間優秀選手賞：賞金 300,000円、記念品
 - ② J1リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ J1リーグ月間監督賞：記念品
 - ④ J1リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ⑤ J1リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (2) 各月のJ2リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① J2リーグ月間優秀選手賞：賞金 200,000円、記念品
 - ② J2リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ J2リーグ月間監督賞：記念品
 - ④ J2リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ⑤ J2リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (3) 各月のJ3リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① J3リーグ月間優秀選手賞：賞金 100,000円、記念品
 - ② J3リーグ月間優秀ゴール賞：記念品

③ J3リーグ月間監督賞：記念品

④ J3リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品

⑤ J3リーグ月間ベストセーブ賞：記念品

(4) 前3項の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

(5) 各賞の呼称はJリーグが自由に決定できるものとする。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2020年6月23日

2021年1月1日

2021年5月27日

2022年1月1日

2022年1月31日

2023年2月22日

2024年1月1日

2024年3月7日

2024年11月18日

2025年1月1日

2026年1月1日

2026年7月1日

2026年8月1日